

(案)



造林事業請負契約書

- 1

事業名

鈴船石国有林造林事業(地拵・植付)請負
- 2

履行場所

鈴船石国有林 11な林小班 外 21
別紙、図面のとおり
- 3

事業内容

地拵作業 56.14ha
植付作業 56.14ha
- 4

事業期間

令和 年 月 日 から
令和 8 年 3 月 9 日 まで
(ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、作業内訳書のとおり)
- 5

作業仕様

別紙、作業仕様書のとおり
- 6

請負金額

金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
- 7

選択条項

別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印)

適用削除の区分	選 択 条 項	
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	分の 以内 第35条第1項
×	中間前払金	第35条第3項
○	部分払	月 1 回以内 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場 所	引渡予定月 日
なし				

9 特 約 事 項

(1) 別紙1、特約条件のとおり

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 宮崎南部森林管理署長 塚本徹 と、請負者〇〇は、対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年10月14日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 宮崎県日南市飫肥5丁目3番45号
分任支出負担行為担当官
宮崎南部森林管理署長 塚本 徹

請負者 住 所
代表者

作業内訳書

No.1

作業種	林小班	作業区分 (下刈年次)	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)	作業期間		使用材料		備 考
						自	至	品 名	数 量	
地拵	11な	組合せ	7.88	1.08	6.80	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	50ぬ1	組合せ	0.71	0.02	0.69	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	50ぬ2	枝条存置	4.27	0.32	3.95	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	49ち	組合せ	9.37	0.39	8.98	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	49り	組合せ	4.12	0.62	3.50	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	49ぬ	組合せ	2.62	0.18	2.44	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	50に	組合せ	2.52	0.81	1.71	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	50ほ	組合せ	3.98	1.24	2.74	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	119た	組合せ	1.34	0.21	1.13	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	119な	組合せ	3.36	0.23	3.13	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	123か	組合せ	1.40	0.54	0.86	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	123ね	組合せ	0.62	0.08	0.54	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	123ね1	組合せ	0.07	0.02	0.05	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	125へ	組合せ	1.02	0.00	1.02	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	125ち	組合せ	4.47	0.35	4.12	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	125る	組合せ	1.92	0.26	1.66	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	125か	組合せ	1.65	0.28	1.37	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	125た	組合せ	4.17	0.47	3.70	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	125れ	組合せ	0.20	0.00	0.20	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	2068さ	組合せ	1.86	0.67	1.19	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	2068も	組合せ	7.38	1.58	5.80	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵	2068せ	組合せ	0.61	0.05	0.56	契約締結 日の翌日	R8.3.9	-	-	
地拵計			65.54	9.40	56.14					

【留意事項】 1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。

2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。

3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

作業内訳書

No.2

作業種	林小班	作業区分 (下刈年次)	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)	作業期間		使用材料		備 考
						自	至	品 名	数量	
植付	11な	普通方形	7.88	1.08	6.80	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギ挿し木	13,600本	
植付	50ぬ1	普通方形	0.71	0.02	0.69	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギ挿し木	1,400本	
植付	50ぬ2	長方形	4.27	0.32	3.95	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギ挿し木	7,900本	
植付	49ち	普通方形	9.37	0.39	8.98	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギ挿し木	18,000本	
植付	49り	普通方形	4.12	0.62	3.50	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギ挿し木	7,000本	
植付	49ぬ	普通方形	2.62	0.18	2.44	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギ挿し木	4,900本	
植付	50に	普通方形	2.52	0.81	1.71	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギ挿し木	3,500本	
植付	50ほ	普通方形	3.98	1.24	2.74	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギ挿し木	5,500本	
植付	119た	普通方形	1.34	0.21	1.13	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギコンテナ	2,300本	
植付	119な	普通方形	3.36	0.23	3.13	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギコンテナ	6,300本	
植付	123か	普通方形	1.40	0.54	0.86	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギコンテナ	2,100本	
植付	123ね	普通方形	0.62	0.08	0.54	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギコンテナ	1,100本	
植付	123ね1	普通方形	0.07	0.02	0.05	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギコンテナ	150本	
植付	125へ	普通方形	1.02	0.00	1.02	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギコンテナ	2,100本	
植付	125ち	普通方形	4.47	0.35	4.12	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギコンテナ	8,300本	
植付	125る	普通方形	1.92	0.26	1.66	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギコンテナ	3,400本	
植付	125か	普通方形	1.65	0.28	1.37	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギコンテナ	2,800本	
植付	125た	普通方形	4.17	0.47	3.70	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギコンテナ	7,400本	
植付	125れ	普通方形	0.20	0.00	0.20	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギコンテナ	400本	
植付	2068さ	普通方形	1.86	0.67	1.19	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギコンテナ	2,550本	
植付	2068も	普通方形	7.38	1.58	5.80	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギコンテナ	11,900本	
植付	2068せ	普通方形	0.61	0.05	0.56	契約締結 日の翌日	R8.3.9	スギコンテナ	1,150本	
植付計			65.54	9.40	56.14				113,750本	

- 【留意事項】
1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
 2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
 3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
 4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

鈴船石国有林造林事業(地拵・植付)請負使用材料規格内訳書
【 請負者購入分 】

令和7年10月24日付け入札公告、鈴船石国有林造林事業(地拵・植付)請負に伴う使用材料については、下記品質規格同等品及びその規格品以上とする。

記

物件番号	品 名	規 格	数 量	適 用
1	スギ挿し木苗 (2号苗)	苗 長 40cm以上～70cm未満 根元径 7mm以上	61,800本	
1	スギコンテナ苗 (2号苗)	苗 長 35cm以上～70cm未満 根元径 5mm以上 花粉の少ない苗木	20,500本	
1	スギコンテナ苗 (2号苗)	苗 長 35cm以上～70cm未満 根元径 5mm以上	31,450本	

特約事項内訳書

No.1

記入 番号	林小班	作業種	作業区分	契約面積 (ha)	使 用 材 料 等			備考
					品名	品質規格	数量(本)	
	11な	植付	普通方形	6.80	スギ 挿し木苗 (2号)	苗長40cm以上～70cm未満 根元径7mm以上	13,600	酒谷
	50ぬ1	〃	〃	0.69	〃	〃	1,400	〃
	50ぬ2	〃	長方形	3.95	〃	〃	7,900	〃
	49ち	〃	普通方形	8.98	〃	〃	18,000	〃
	49り	〃	〃	3.50	〃	〃	7,000	〃
	49ぬ	〃	〃	2.44	〃	〃	4,900	〃
	50に	〃	〃	1.71	〃	〃	3,500	〃
	50ほ	〃	〃	2.74	〃	〃	5,500	〃
	119た	〃	〃	1.13	スギ コンテナ苗 (2号)	苗長35cm以上～70cm未満 根元径5mm以上 花粉の少ない苗木	2,300	田代
	119な	〃	〃	3.13	〃	〃	6,300	〃
	123か	〃	〃	0.86	〃	苗長35cm以上～70cm未満 根元径5mm以上	2,100	〃
	123ね	〃	〃	0.54	〃	〃	1,100	〃
	123ね1	〃	〃	0.05	〃	〃	150	〃
	125へ	〃	〃	1.02	〃	〃	2,100	〃
	小計			37.54			75,850	

特約事項内訳書

No.2

記入 番号	林小班	作業種	作業区分	契約面積 (ha)	使 用 材 料 等			備考
					品名	品質規格	数量(本)	
	125ち	植付	普通方形	4.12	スギ コンテナ苗 (2号)	苗長35cm以上～70cm未満 根元径5mm以上	8,300	田代
	125る	〃	〃	1.66	〃	〃	3,400	〃
	125か	〃	〃	1.37	〃	〃	2,800	〃
	125た	〃	〃	3.70	〃	〃	7,400	〃
	125れ	〃	〃	0.20	〃	〃	400	〃
	2068さ	〃	普通方形	1.19	スギ コンテナ苗 (2号)	苗長35cm以上～70cm未満 根元径5mm以上	2,550	串間
	2068も	〃	〃	5.80	〃	苗長35cm以上～70cm未満 根元径5mm以上 花粉の少ない苗木	11,900	〃
	2068せ	〃	〃	0.56	〃	苗長35cm以上～70cm未満 根元径5mm以上	1,150	〃
	小計			18.60			37,900	
	合計			56.14			113,750	

地 拵 作 業 仕 様 書

1. 作業方法等

作業区域内の雑草木は、保残を標示または指示されたものを除き、可能な限り地際から刈払うこと。

（1）枝条存置地拵

末木枝条等は、局部的に集積することなく全面にばらまき、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。

（2）枝条筋置地拵

末木枝条等は、指定された方向に筋状に1 m以下の高さに棚積みすること。

この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。

植巾及び末木枝条等の置巾は、監督職員の指示によること。

（3）坪地拵

植穴位置を中心として、概ね半径 50 cmの雑草木を刈払い末木枝条を整理すること。

苗間及び列間については、監督職員の指示によること。

（4）組合せ地拵

同一区域内で、複数の地拵方法を組合せる場合の作業要領は、上記（1）～（3）に準ずること。

（5）機械地拵

一貫作業システムにおいて機械地拵を行う場合の作業要領は、上記（2）に準ずること。

2. 溪床の末木枝条処理

末木枝条処理がある場合は、流出のおそれのない溪流敷外に除去すること。

なお、焼却を指示した場合の火入れ手続き、作業方法等については、監督職員の指示に従うこと。

3. 立木の巻枯し

立木の巻枯しの必要な場合は、監督職員の指示により実施すること。

4. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

植付及び補植作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- (1) 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

2. 苗木の管理

- (1) 検査を受けた苗木が衰弱しないよう、早急に仮植地に仮植し適切に管理すること。
- (2) 仮植地は監督職員と協議し、できるだけ植付現場に近く、水害等の被害のおそれのない平坦地又は緩傾斜地で土壌が深く膨軟な所を選定すること。
- (3) 仮植地は、仮植の前日までに耕耘しておくこと。
- (4) 仮植は、列状に溝を掘り、苗木は束をほどいて1本並べとし、根が曲がらないように土を寄せて根元の両側をよく踏みしめておくこと。
仮植期間が短い場合でも、束のままで仮植しないこと。
- (5) 樹種、品種等により区分して仮植し、数量等を標示しておくこと。
- (6) 仮植中は苗木の衰弱、枯死を防止するため、こも、わら等で直射日光を遮断し必要に応じて灌水するなどの保護処置を行うこと。
また、仮植地周辺には排水溝を設けること。
- (7) 苗木が衰弱し、植付後の活着が危ぶまれる場合は、その処置について直ちに監督職員の指示を受けること。

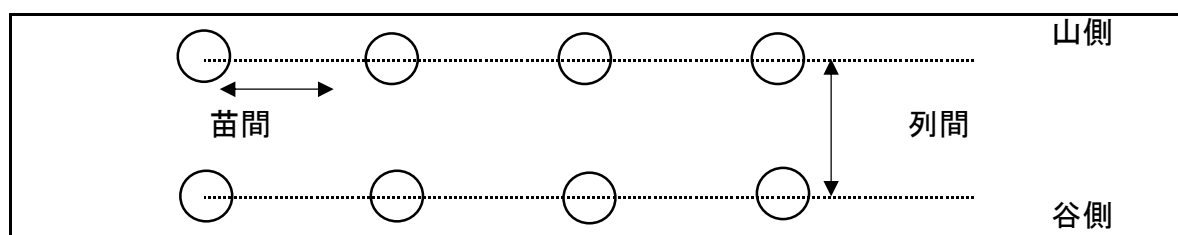
3. 苗木の小運搬

- (1) 仮植地から植付現場まで運搬する苗木は、当日の植付予定本数にとどめ、植え残った苗木は現地に仮植しておくこと。
- (2) 運搬に当たっては、必ず、こも等で梱包し、苗木の乾燥を防止すること。

4. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの 植付本数	苗木の植付間隔 (水平距離) m		適用林小班等
		苗間	列間	
スギ	2,000	2.2	2.2	11な、50ぬ1、に、ほ、 49ち、り、ぬ
		1.8	2.8	50ぬ2

(平面図)



5. 植付要領

(1) 普通植栽

- ア. 植付地点を中心に、50cm四方に落葉等の地被物を取除き、中心に植穴を掘る。植穴は、直径30cm、深さ25cmを基準とし、傾斜地では山側を切り立てて深く掘ること。
- イ. 植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の8分程度入れ、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に土壌を加えて踏みしめること。
- ウ. 苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

(2) 耕耘植栽

- ア. 植付地点を中心に、80cm四方に落葉等の地被物を取除き、表層の土壌をはぎ取り片脇に寄せ、そのあとをよく耕耘し中心に植穴を掘る。傾斜地では山側を切り立てて深く掘ること。植穴は、直径40cm以上、深さ30cm以上とする。
- イ. 植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の8分程度入れて、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に下層の土壌を加えて踏みしめること。
- ウ. 苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

6. 作業上の留意事項

- (1) 植付ける際は苗木袋等を使用し、特に苗木の根部が乾燥しないように注意すること。
- (2) 植付地点が伐根あるいは岩石等で植付困難な場合は、適宜ずらして調整することとするが、その場合、できるだけ苗間方向で調整を行い、列間方向の調整は避けること。
- (3) 植穴の中の木の根、石礫等は取り除くこと。
- (4) 落葉等の地被物が植穴に混入しないように注意すること。
- (5) 植付後は必ず見回り、不良苗木又は植付不良のものは手直しを行うこと。
- (6) 植付ける苗木は、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにしておくこと。

7. 樹種界及び植付除外地の標示

同一記番に複数樹種の植付区域や、あるいは植付除外地がある場合は現地に標示し、不明な場合は監督職員の指示を受けること。

8. 補植作業の留意事項

補植に伴う植付位置等は監督職員の指示に従うこと。

9. 施肥

植付と同時に施肥を行う場合は、植穴に8分程度土を入れたとき、苗木の根元から約15cm離して肥料を施し覆土する。

施肥方法は、現地の傾斜により環状施肥又は半月状施肥とし、施肥器を使用する場合は、点状施肥とする。

施肥量、その他詳細については、監督職員の指示に従うこと。

10. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

11. 獣害防止ネットを設置する場合

(1) 設置するネット（ポール等の付随品も含む）は、発注者の指定する規格のものを購入し、設置の前に監督職員の検査を受け、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにすること。発注者、又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。

(2) 獣害防止ネット設置にあたっては、獣害防止ネット取扱説明書に従い確実に設置すること。

12. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

コンテナ苗木植付作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- (1) 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

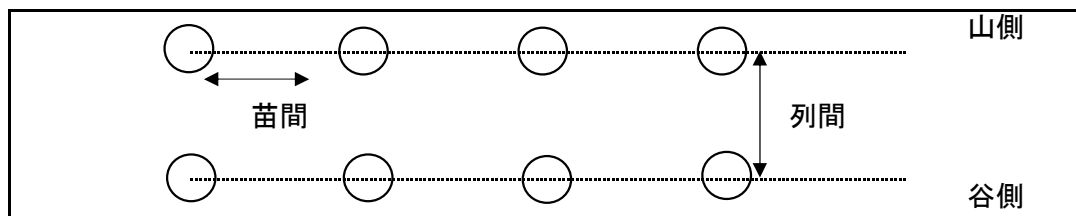
2. 苗木の管理

- (1) 検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。
- (2) 苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。

3. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの植付本数	苗木の植付間隔 (水平距離) m		適用林小班等
		苗間	列間	
スギ	2,000	2.2	2.2	119た、な、123か、ね、ね1、 125へ、ち、る、か、た、れ、 2068さ、も、せ

(平面図)



4. 植付要領

- (1) 植付地点を中心に径7cm、深さ18cm程度の植穴を掘る。
- (2) 苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。
- (3) 側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。
- (4) 地表部は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根元を足で踏みしめ、落葉等で被覆する。

5. 作業上の留意事項

- (1) 苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- (2) 苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。

6. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

7. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

(別紙2)

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。